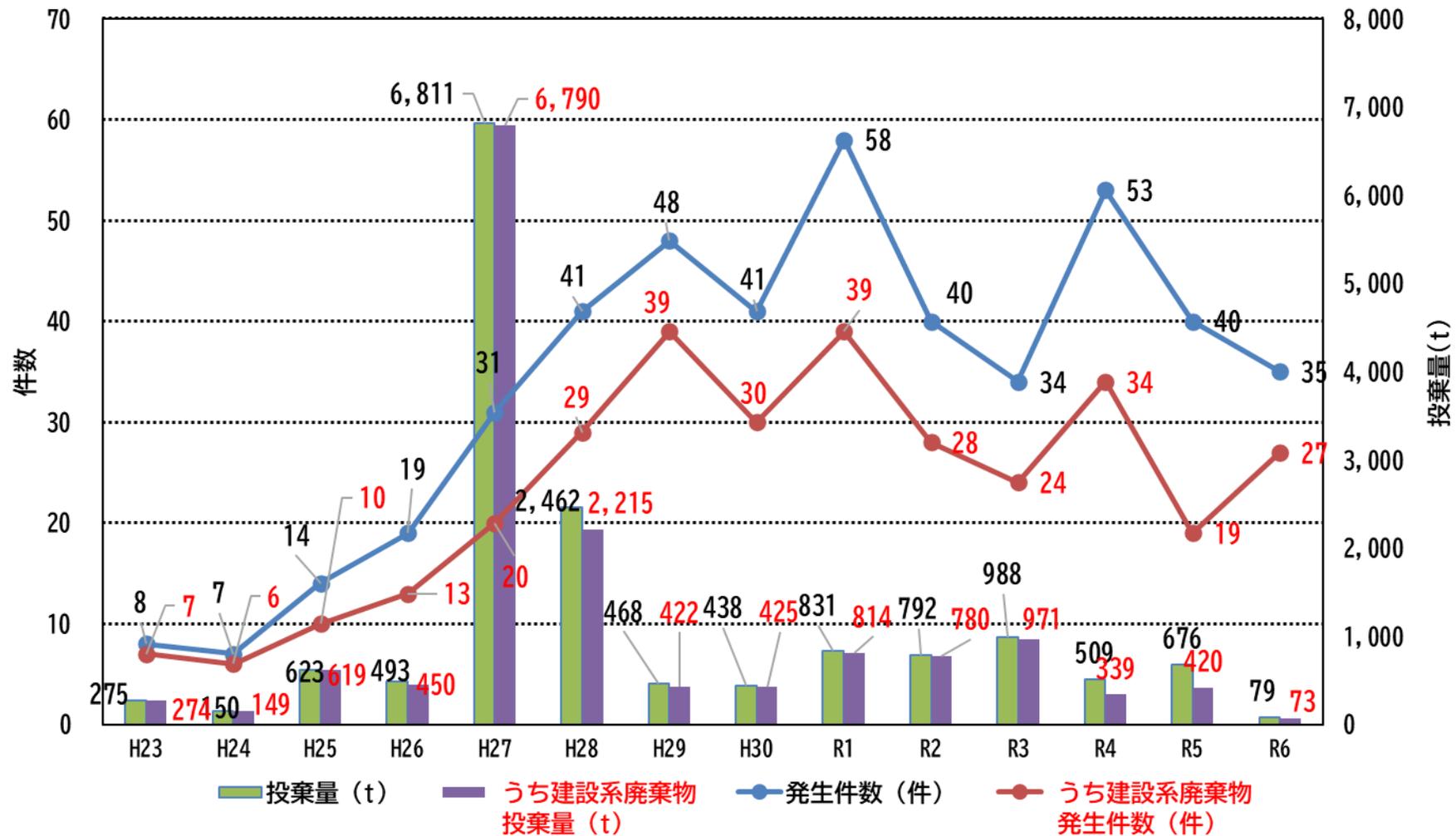


三重県における不法投棄の現状と対策について

令和7年12月

三重県環境生活部
環境共生局
廃棄物監視・指導課

県内における産業廃棄物の不法投棄の現状



建設系廃棄物の占める割合は、件数で約70%・量については実に90%以上※

※過去5年間

県内における産業廃棄物の不法投棄の現状

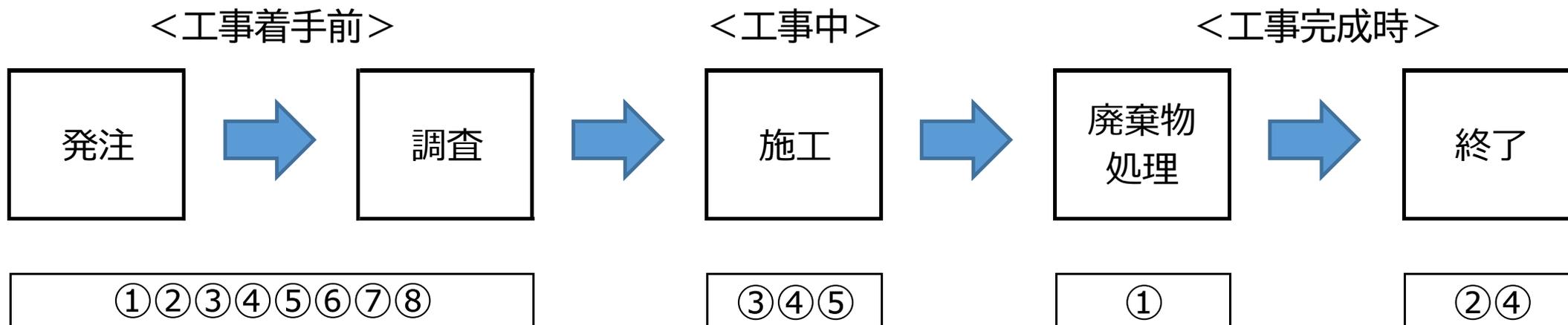
- ◆ 廃棄物処理業者が関与する不法投棄は減少傾向
- ◆ 産業廃棄物の不法投棄の発生件数は高止まり。不法投棄対策が一丁目一番地
- ◆ 不法投棄の発生件数・投棄量ともに大部分は「建設系廃棄物」
- ◆ 建設系廃棄物の処理責任は工事の元請業者（廃棄物処理法上の排出者）
- ◆ 不法投棄対策は未然防止及び早期発見・早期是正が重要
- ◆ 行政処分に至った事案（令和2～6年度）のうち、違反に至った原因で一番多かったのが、「廃棄物処理法その他法令の理解不足によるもの」

解体工事現場への立入検査結果

表1 解体工事現場集中パトロールの実施状況

	違反事項	違反条項	違反件数（立入件数）		
			R5(72)	R6(92)	R7(129)
①	無許可業者に産業廃棄物処理を委託	委託基準違反（法第12条第5項）	1	1	6
②	収集運搬業者との書面契約が未締結	委託基準違反（法第12条第6項）	1	0	6
③	元請業者が管理票不交付 （下請負人が管理票を交付）	管理票交付義務違反 （法第12条の3第1項）	1	0	6
④	車両表示なし、許可証不携帯等	処理基準違反（法第12条第1項）	19	31	28
⑤	無許可で産業廃棄物の処理を受託	受託禁止違反（法第14条第15項）	0	0	6
⑥	管理票の交付を受けていないのに、産 廃の引渡しを受けた	不交付による引渡し （法第12条の4第2項）	0	0	0
⑦	残置物・エアコン等を無許可業者が運 搬、産廃として処理	無許可営業（法第7条第1項）	0	0	0
⑧	標識の未設置（建設業法、建り法）	建設業法第40条、建り法第33条	35	25	45
⑨	標識の未設置（大気汚染防止法）	大気汚染防止法第18条の15	42	34	62

解体工事に関する法令（抜粋）



- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律【廃棄物処理法】
- ② 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例【産廃条例】
- ③ 建設業法
- ④ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律【建設リサイクル法】
(解体工事業に係る登録等に関する省令【解体省令】)
- ⑤ 大気汚染防止法【大防法】
- ⑥ 労働安全衛生法【安衛法】
(労働安全衛生規則【安衛則】、石綿障害予防規則【石綿則】)
- ⑦ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律【フロン排出抑制法】
- ⑧ 特定家庭用機器再商品化法【家電リサイクル法】

建設系廃棄物対策に係る法令周知マンガ

- 解体工事に係る連絡調整会議で、解体工事に関係する各種法令の規定をわかりやすく解説した手引きを作成してはどうか、との意見

＜解体工事に係る連絡調整会議参加機関・団体＞

(一社) 三重県産業廃棄物協会 (一社) 三重県建設業協会
(一社) 三重県解体工事業協会 (公社) 三重県宅地建物取引業協会
三重労働局 労働基準部健康安全課
県土整備部 建設業課、建築開発課、技術管理課
環境生活部 大気・水環境課 廃棄物対策局 廃棄物監視・指導課

- 解体工事の受注から工事の完了までを一連のストーリーとし、図やイラストを用いて漫画形式で紹介しています。産業廃棄物の処理には、解体工事の元請業者と下請業者で行うべきことが異なるため、それぞれの立場に立った冊子 (元請編、下請・収集運搬業者編) を作成・配布

- 令和6年度は トルコ語版 を作成し、県ホームページで公表
(マンガURL <https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0012900127.htm>)



- さらに「法令周知マンガ」の 啓発動画をWEB配信 し、解体工事に関係する各種法令の一層の周知



公式 YouTubeチャンネルにて配信中!

https://www.youtube.com/channel/UCvutcwQjSy21VkPaSn_86g

不法投棄の根絶に向けて

- 産業廃棄物の不法投棄は発生件数・投棄量ともに高止まりしており、大部分が**建設系廃棄物**である
- 解体工事には、廃棄物処理法のみならず建設業法など**様々な法令**が関係している
- 実態として、解体工事現場での**法令違反が散見される状況**



建設系廃棄物の不法投棄を根絶するためには、

解体工事にかかる各法令が遵守される状況の確保が重要



解体工事に携わる方々に、解体工事に関係する法令等における規制内容を説明し、理解を深めて頂く

不法投棄等の未然防止・早期発見の取組（廃棄物スマホ110番等）

- 県では、これまでも多様な主体との連携による監視活動を行うため、“**廃棄物ダイヤル110番**”、“**廃棄物メール110番**”等の通報窓口を設置
- 令和4年度から、位置情報や写真を添付したうえで現場からの通報を可能とした“**廃棄物スマホ110番**”の運用を開始するなど、通報体制の充実化

https://www.gomi110.pref.mie.lg.jp/mie_tsuho/fkt/index.html#top

廃棄物スマホ110番
二次元コード

“廃棄物スマホ110番”による通報画面

ゴミは イヤヨ
0120-538-184

廃棄物ダイヤル110番

廃棄物メール110番
gomi110@pref.mie.lg.jp

令和6年度、廃棄物スマホ110番による通報は、総通報件数の約3割を占める



ご清聴ありがとうございました。